

期間入札公売の注意事項等

1 入札時の注意事項

公売期間中(令和8年3月2日(月)～3月6日(金))、各参加自治体庁舎内及び各参加自治体公式ホームページにて出品物の写真を展示しています。入札は電子入札とします。入札期間中に各参加自治体収納担当課、他行政施設等にて、入札フォームに繋がるQRコードを掲示しますので、そちらをお読み取りいただき、入札フォームに必要な事項を入力して、入札してください。各参加自治体収納担当課窓口にて職員の補助によるパソコン入力も致しますので、ご希望の方は収納担当課職員までお声掛けください。

○入札フォームには次の事項を記入してください。

①入札する方の氏名(ふりがな)、住所、電話番号(開札時に確実に連絡がつくもの)、次回以降開催される公売会の案内送付の可否、メールアドレス(案内送付を希望する場合)

②入札価額(入札を希望する売却区分番号のものを入力)

○一度送信したフォームにつきましては、入札期間中であっても変更または取り消しすることはできません。

○同一売却区分番号について2回入札することはできません。2回入札した場合は、入札書の全てが無効となります。

○売却区分番号を誤って入力した場合でも(無効と判断された場合を除き)最高入札額であれば落札者となります。

※落札したにもかかわらず買受代金を支払わなければ次項の108条第1項の者に該当するため、その事実があった後2年間、各参加自治体の公売への参加を制限します。

2 参加資格

未成年者は原則、入札に参加すること及び公売財産を買い受けることはできません。

国税徴収法第92条(買受人の制限)または同法第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)に該当する方は入札に参加すること及び公売財産を買い受けることはできません。

- ・公売財産の所有者である滞納者(92条前段)
- ・各参加自治体の税務に従事する職員(92条後段)
- ・各参加自治体が行う公売において、公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金及び納付を妨げた者のうちその事実があった後二年を経過しない者(108条第1項)

3 開札・売却決定

開札は令和8年3月9日(月)午前9時に福津市役所で、本公売事務に関わりのない職員立ち会いのもと行います。

売却区分番号ごとに入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記入された金額により行います。

最高価申込者に決定した方には、その旨を開札の日に電話でお知らせします。

4 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき人が二人以上いる場合(同額入札の場合)には、その方同士により追加入札を行います。

- ・追加入札は、**令和8年3月11日(水)午前9時**に最高価申込者となるべき方に出品者である参加自治体の収納担当課へお越しいただき、行います。
- ・追加入札の価額は、当初入札価額以上でなければなりません。
- ・追加入札の価額がなおも同額のときは、「抽選」で最高価申込者を決定します。

※入札をするべき方が入札をしなかった場合、または当初入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後2年間、福津市の公売への参加を制限し、入札させないことがあります。

5 買受代金の納付および物品の引渡し

買受人は、納付期限(令和8年3月13日(金) 福津市役所・宗像市役所:午後5時 古賀市役所:午後4時)までに、買受代金・印鑑・本人確認ができるもの(顔写真付きの本人確認書類1点または顔写真のない本人確認書類2点)を出品者である参加自治体の収納担当課に持参してください。

お支払いは現金のみとします。買受代金の納付確認後、物品をお渡しします。

※物品の引渡しは現況有姿で行います。返品はお受けできません。

なお、各参加自治体は公売財産について瑕疵担保責任を負いませんのでご了承ください。